

$$EquivalenceScale = (\text{大人の数} + (\text{20歳以下の子供の数}) \times 0.7)^{0.7}$$

さらに、普遍主義的性格を表す指標として、以下の二つの定義をもちいる。

$$Universality(\text{普遍性度}) = \frac{\text{ミーンズテストを伴わない正の移転}}{\text{すべての正の移転}}$$

$$Efficiency(\text{中高所得層への分配割合}) = \frac{\text{中高所得層への正の移転}}{\text{すべての正の移転}}$$

ここでいう「Efficiency」を、Beckerman の図で説明すると $C/(A+B+C)$ となる。Universality は、プログラム上の普遍性を表し、Efficiency は、実際の移転における普遍性を表す。

2) 貧困脱却のロジット分析

次に、低所得層内での選別主義を検討するために、以下のロジット分析を各国のデータで行う。サンプルは、再分配前の低所得層とし、 P_i は、低所得世帯 i が再分配後に低所得層から脱却する確率とする。

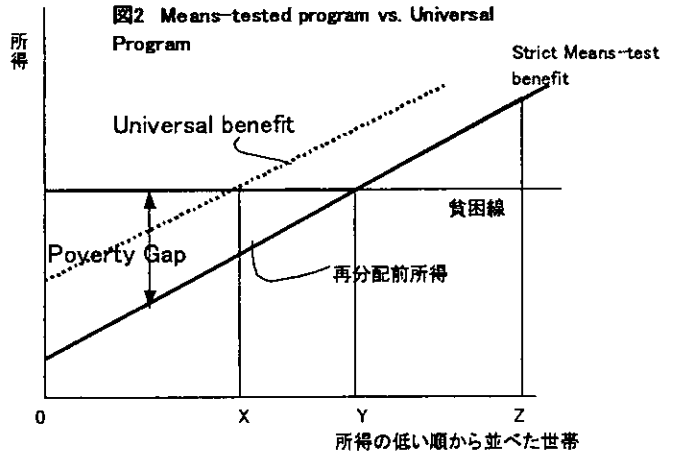
$$\ln\left(\frac{P_i}{1-P_i}\right) = \beta_1 + \beta_2 G_i + \beta_3 H_i$$

where P_i = probability that Poor i gets out of poverty after transfer

G_i = poverty gap of Poor i

H_i = household type dummies =

(単身高齢女性、単身高齢男性、
単身若年女性、単身若年男性、
高齢者のみ世帯、勤労世代のみ世帯
子供のある複数勤労世代世帯、
母子世帯、その他世帯)



もし、その国の移転が Strictly Means-tested program のみで行われているのであれば、貧困ギャップ (G_i) の係数は non-significant であるはずである。逆に、その国の移転が universal program のみで行われているのであれば G_i の係数が負であるはずである。さらに、世帯種類のダミー変数の係数をみることによって、他の世帯種に比べてある世帯種が貧困から脱却する可能性が高い(つまり優遇=target されているか) かどうかを検証することができる。

3) データ

本報告で使われたデータは、日本は、厚生省『平成2、5、8年所得再分配調査』および厚生省『平成元年、10年国民生活基礎調査』の個票、その他の国は、LISの国別マイクロデータのうち必要項目が揃っている11ヶ国（オーストラリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカ）の個票である。

IV. 結果

1) 日本の再分配の内訳

まず、『平成8年所得再分配調査』を使って日本の再分配をみると、再分配前貧困ギャップ (Ppre)は4.93%、再分配後貧困ギャップ (Ppost)は1.60%である。貧困ギャップの大きな減少はみとめられるものの、貧困ギャップの増加分 (Pinc)も0.35%あることを特記すべきであろう。

表3 日本の所得再分配の精査

所得移転前	所得移転後	ネット移転の方向	世帯数	(%)	貧困ギャップ 軽減分 (A)	貧困者への 超過移転 (B)	非貧困所得 者への移転 (C)	残留貧困 ギャップ (D)
貧困	貧困	+	991	12%	0.85%			1.71%
貧困	非貧困	+	919	11%	2.58%	2.17%		
非貧困	非貧困	+	6,060	74%			-9.77%	
非貧困	貧困	+	182	2%	-0.10%		-0.20%	-0.10%
貧困	貧困	-	371	4.6%	-0.24%			0.83%
非貧困	非貧困	-	4,901	60%			-12.79%	
非貧困	貧困	-	182	2%	-0.10%			-0.10%
貧困	貧困	+	581	7%	1.09%			0.82%
貧困	非貧困	+	919	11%	2.58%	2.17%		
非貧困	非貧困	+	1,054	13%			3.02%	
貧困	貧困	0	39	0%	0.00%			0.05%
非貧困	非貧困	0	105	1%			0.00%	
全サンプル			8,152	100%	3.32%	2.17%	-9.97%	1.60%

出典：『平成8年所得再分配調査』個票を使って筆者計算

2) 他国との比較による分析

表3と表4（別紙）に、LISの10ヶ国および日本の再分配前と後の貧困ギャップ率、低所得者への負の移転率、普遍性度を表す指標等の順位を示す。日本は再分配前の貧困ギャップ率が低い（1位）のにもかかわらず、再分配後の貧困ギャップは6位となっており、貧困軽減政策のoutcomeからはよいとはいえない。これは、貧困ギャップ増加分 (Pinc)が比較的によく（デンマーク、オランダに続き下から3位）、貧困ギャップを正の移転によって3.67%軽減していると同時に、負の移転によって0.35%増加していることも関係していよう。

次に、普遍主義を示す指標と定義した普遍性度と分配度について日本と他国を比較する。まず、正の移転の中で中高所得層に分配される割合(Efficiency)をみると、日本のそれ(0.34、平成10年度は0.37)は1位であり、比較的にな中高所得層に手厚く給付が行われていることがわかる。一般に、普遍主義的性格が強いといわれる北欧諸国のEfficiencyは意外と低く、スウェーデンが0.158、ノルウェーは、0.144であり、むしろアメリカ、カナダの方が高い。これは、スウェーデンとノルウェーは、低所得層へのネット移転が多いことが理由とみられる。低所得層へのネット移転をみると、スウェーデン、ノルウェーは、高い数値を示しており、日本、カナダ、アメリカは低い。ミーンズテストを伴わない正の移転の割合(Universal度)については、日本(0.98)はスウェーデン(0.96)、ノルウェー(0.96)を上回り一位である。換言すると、日本はスウェーデ

ン、ノルウェーとともにミーンズテストを伴わない給付を中心とする社会保障制度を築いているが、スウェーデン、ノルウェーは普遍的なのにもかかわらず低所得層に多くのネット移転を行っているのに対し、日本は低所得層へのネット移転が比較的少ない。この点で、日本はスウェーデン、ノルウェーとは異なる普遍性をもっているといえよう。

図3は、1989年から1998年の5時点の各指標を時系列をおって示したものである。再分配前貧困ギャップ率 (Ppre) が1990年以降上昇しているのに対し、再分配後貧困ギャップ率 (Ppost) はほぼ横這いであり、日本の社会保障制度の最低所得保障機能が貧困率の上昇に比較的によく対応しているといえよう。また、Universality、Efficiencyは、ともにほぼ安定していた。

3) 貧困脱却ロジットの推計結果

表6にロジットモデルの推計結果を示す。

Poverty gapの係数をみると、すべての国において係数は負になっているが、その大きさには大きな違いがみられる。係数が比較的に大きく負となっているのは、アメリカ、カナダ、イギリス、フィンランドであり、その逆はノルウェー（有意にもならない）、デンマーク、日本、スウェーデンである。この指標からみると、日本は普遍的性格が大きいといえよう。

次に、世帯種のダミー変数の係数をみってみる。ここでのベースは、「勤労世代のみの世帯」である。単身高齢女性と単身高齢男性のダミーでは、すべての国が正で有意となっている。特に大きな係数となっているのは、カナダ、デンマーク、オランダ、アメリカである。興味深いのは、単身高齢女性と単身高齢男性の係数の違いである。多くの国では、女性の係数と男性の係数がほぼ同じ、または、女性の方が大きくなっているのに対し、一部の国（日本、アメリカ、ノルウェー）では男性の係数の方が大きい。2人以上の高齢者のみからなる世帯についても、すべての国で正であり、その係数も大きい。

単身若年女性と単身若年男性については、アメリカ、イギリス、カナダを除き、負である。特に小さいのは、日本の単身若年男性である。これは、勤労世代に対する所得移転（失業保険、生活保護など）の割合が日本においては比較的少ないからとも考えられる。

子どもをもつ勤労世代世帯については、多くの国で負で有意であり、正である場合も有意でない。こどもをもつ世帯が貧困に陥った時に、所得移転が貧困脱却の手だてとなることが少ないことが示唆される。特に日本の場合は、その係数が大きく負となっており、こどもをもつ世帯の状況は厳しい。

最後に勤労世代単身女性と子供のみからなる世帯については、アメリカのTANFなど母子世帯をTargetしたプログラムが施策されているにもかかわらず、その状況は厳しい。この係数が正で有意であるのは、オランダのみである。カナダ、アメリカは、係数は負であるがオッズ比はそれほど低くはないが、スウェーデン、オーストラリアでは、オッズ比がほぼ二分の一、日本、ドイツではオッズ比が0.05、0.14しかない。

VII. 課題

Assetの問題

One-time Poverty vs Life-time poverty?

Cost of Targeting

The relationship between the universality and the outcome of poverty reduction

未定稿 please do not Cite

参考文献：

- 埋橋孝文(1999)「公的扶助制度の国際比較—OECD24ヶ国のなかの日本の位置」『海外社会保障研究』1999 No.127, 72-82.
- 小川 浩(2000)「貧困世帯の現状—日英比較—」『経済研究』 Vol.51, No.3, Jul.2000, 220-231.
- 橋本俊詔(2000)『セーフティ・ネットの経済学』.
- 星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析(1)」『人文学報』No.261,1995.3,23-86. 東京都立大学人文学部.
- 和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困—低消費世帯の計測」『季刊社会保障研究』Vol.34, No.1, Summer1998,90-102.
- Beckerman, W.(1979) “The Impact of Income Maintenance Payments on Poverty in Britain, 1975,” *The Economic Journal*, Volume 89, Issue 354 (Jun. 1979), 261-279.
- Besley, Timothy (1989) “Means Testing Versus Universal Provision in Poverty Alleviation Programmes,” *Economica*, 57, 119-129.
- Creedy, John (1996) “Comparing Tax and Transfer Systems: Poverty, Inequality and Target Efficiency,” *Economica*, 63, 163-174.
- Esping-Andersen, G. (1990) *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press.
- Kenworthy, Lane (1999) “Do Social-Welfare Policies Reduce Poverty? A Cross-National Assessment” *Social Forces*, vol.77, no.3 (Mar. 1999).
- Kim, H. (2000a) “Anti-poverty effectiveness of taxes and income transfers in welfare states,” *International Social Security Review*, Vol.53, 4/2000.
- Kim, H. (2000b) “Do Welfare States Reduce Poverty? A Critical Shortcoming in the Standard Analysis of the Anti-Poverty Effect on Welfare States,” LIS Working Paper No. 233.
- Mitchell, Deborah (1991) *Income Transfers in Ten Welfare States*, Avebury.
- Smeeding, Tim (1997) “Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from LIS”, LIS Working Paper No.155.

Table 1 Marmor's Criteria for Income Maintenance Plans

Criteria	Definition	Universal program	Targeted program
Adequacy			
1) Aggregated Program Efficiency	Proportion of national poverty gap filled by the program	Depends	Depends
2) Individual Adequacy	Guarantee level	Depends	Depends
Stigma	Degree of stigma associated with source, form and administration of transfer	⊙	×
Equitable Efficiency			
1) Vertical Efficiency	Ratio of benefits received by intended beneficiaries to total benefits distributed	By definition, ×	If properly run, ○
2) Horizontal Efficiency	Ratio of the number of beneficiaries in the target group to the total number of persons in the target group (take-up rate)	○	×
Incentive Effects	Work incentive effects	○	×
Program Cost	Total expenditure at all levels of government, taking into account of savings in other present programs	×	○
Political Support	Nature and extent of approval for a program	○	×

Source: Criteria and definition, Marmor (1971), categorization by the author

表3 ベッカーマンの各指標 PRELIMINARY DATA Please Do NOT quote

国名 country	DPI貧困G Ppost	貧困ギャップ 軽減(%) Ppred	低所得者 への貧困G 増 Pinc	中高所得 者へのブ ラス移転 m_pos	中高所得者 へのマイナス 移転 m_neg	低所得者 への超過 移転 l_pos1	低所得者へ のプラス移 転 l_pos	プラス移転 の中で低所 得層への 割合 Efficiency = $\frac{l_{pos}}{ost_{pos}}$	ネット移転 (低所得 者) Net_pos	ネット移転 (中高所 得) Net_high	貧困軽減率 red_per = $\frac{Pred}{Ppre}$	プラス移転 の中でミーン ズテストがな い移転の割 合 Universality		
													(D)	(A)
オーストラリア	1994	2.89	7.35	0.04	10.25	1.11	22.92	1.98	9.37	0.89	-0.88	-21.81	0.72	0.94
カナダ	1997	1.80	5.18	0.09	6.97	2.37	21.01	2.44	7.70	0.76	0.73	-18.64	0.74	0.88
デンマーク	1997	1.47	8.30	0.51	9.77	1.66	38.95	4.82	13.63	0.89	3.86	-37.29	0.85	0.87
フィンランド	1995	0.56	8.16	0.14	8.72	3.73	22.99	5.29	13.58	0.78	4.86	-19.26	0.94	0.84
ドイツ	1994	1.56	11.20	0.06	12.75	3.23	29.68	8.34	19.60	0.86	6.85	-26.45	0.88	0.93
オランダ	1994	2.46	7.90	0.76	10.36	2.44	32.30	5.56	14.22	0.85	3.86	-29.86	0.76	0.90
ノルウェー	1995	1.46	10.78	0.10	12.24	2.90	20.63	6.32	17.19	0.86	4.95	-17.73	0.88	0.96
スウェーデン	1995	2.27	10.99	0.15	13.26	4.04	20.88	10.37	21.51	0.84	8.25	-16.84	0.83	0.97
イギリス	1995	1.32	8.95	0.23	10.27	2.58	20.67	3.71	12.89	0.83	2.62	-18.09	0.87	0.79
アメリカ	1997	2.49	4.07	0.10	6.56	2.10	25.04	1.86	6.03	0.74	-0.53	-22.94	0.62	0.87
日本	1996	1.60	3.32	0.35	4.93	3.02	13.09	2.17	5.84	0.66	0.91	-10.07	0.68	0.98

出典：日本は「平成8年所得再分配調査」、他国はLISデータベースより筆者計算

表4

順位表

別紙

再分配前の貧困ギャップ		再分配後の貧困ギャップ順位		貧困ギャップ軽減分	
	Ppre		Ppost		Pred
1 日本96	4.93	1 フィンランド	0.56	1 ドイツ	11.2
2 アメリカ	6.56	2 イギリス	1.32	2 スウェーデン	10.99
3 カナダ	6.97	3 ノルウェー	1.46	3 ノルウェー	10.78
4 フィンランド	8.72	4 デンマーク	1.47	4 イギリス	8.95
5 デンマーク	9.77	5 ドイツ	1.56	5 デンマーク	8.3
6 オーストラリア	10.25	6 日本96	1.6	6 フィンランド	8.16
7 イギリス	10.27	7 カナダ	1.8	7 オランダ	7.9
8 オランダ	10.36	8 スウェーデン	2.27	8 オーストラリア	7.35
9 ノルウェー	12.24	9 オランダ	2.46	9 カナダ	5.18
10 ドイツ	12.75	10 アメリカ	2.49	10 アメリカ	4.07
11 スウェーデン	13.26	11 オーストラリア	2.89	11 日本96	3.32

貧困ギャップ軽減率		貧困ギャップ増加率		ネット移転(低所得層)	
	Pred/Ppre		Pinc		
1 フィンランド	0.94	1 オーストラリア	0.04	1 スウェーデン	8.25
2 ノルウェー	0.88	2 ドイツ	0.06	2 ドイツ	6.85
3 ドイツ	0.88	3 カナダ	0.09	3 ノルウェー	4.95
4 イギリス	0.87	4 ノルウェー	0.1	4 フィンランド	4.86
5 デンマーク	0.85	5 アメリカ	0.1	5 デンマーク	3.86
6 スウェーデン	0.83	6 フィンランド	0.14	6 オランダ	3.86
7 オランダ	0.76	7 スウェーデン	0.15	7 イギリス	2.62
8 カナダ	0.74	8 イギリス	0.23	8 日本96	0.91
9 オーストラリア	0.72	9 日本96	0.35	9 カナダ	0.73
10 日本96	0.68	10 デンマーク	0.51	10 アメリカ	-0.53
11 アメリカ	0.62	11 オランダ	0.76	11 オーストラリア	-0.88

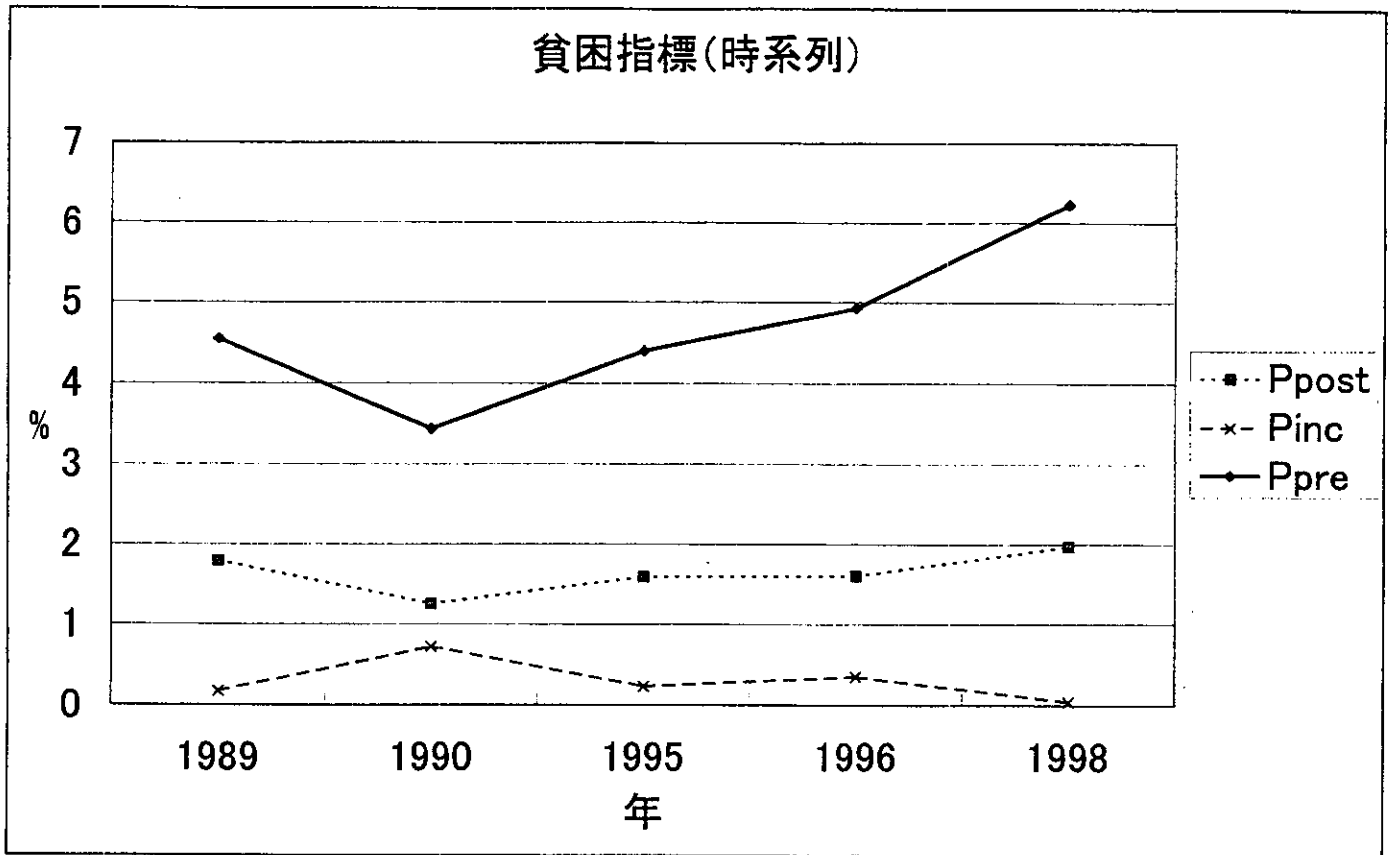
Efficiency (全体のプラス移転の中で中高所得層への移転の割合) 普遍性度(全体のプラス移転の中でNon Means Tested Cash Transferの割合)

Efficiency		普遍性度		ネット移転(中高所得層)	
	univ		univ		
1 日本96	0.341	1 日本96	0.983	1 日本96	-10.07
2 アメリカ	0.258	2 スウェーデン	0.968	2 スウェーデン	-16.84
3 カナダ	0.235	3 ノルウェー	0.962	3 ノルウェー	-17.73
4 フィンランド	0.215	4 オーストラリア	0.938	4 イギリス	-18.09
5 イギリス	0.167	5 ドイツ	0.934	5 カナダ	-18.64
6 スウェーデン	0.158	6 オランダ	0.903	6 フィンランド	-19.26
7 オランダ	0.146	7 カナダ	0.879	7 オーストラリア	-21.81
8 ノルウェー	0.144	8 デンマーク	0.873	8 アメリカ	-22.94
9 ドイツ	0.141	9 アメリカ	0.867	9 ドイツ	-26.45
10 デンマーク	0.109	10 フィンランド	0.842	10 オランダ	-29.86
11 オーストラリア	0.106	11 イギリス	0.793	11 デンマーク	-37.29

出典: 日本『所得再分配調査』、他国LISより筆者計算

図3

貧困指標(時系列)



貧困軽減の効率性(時系列)

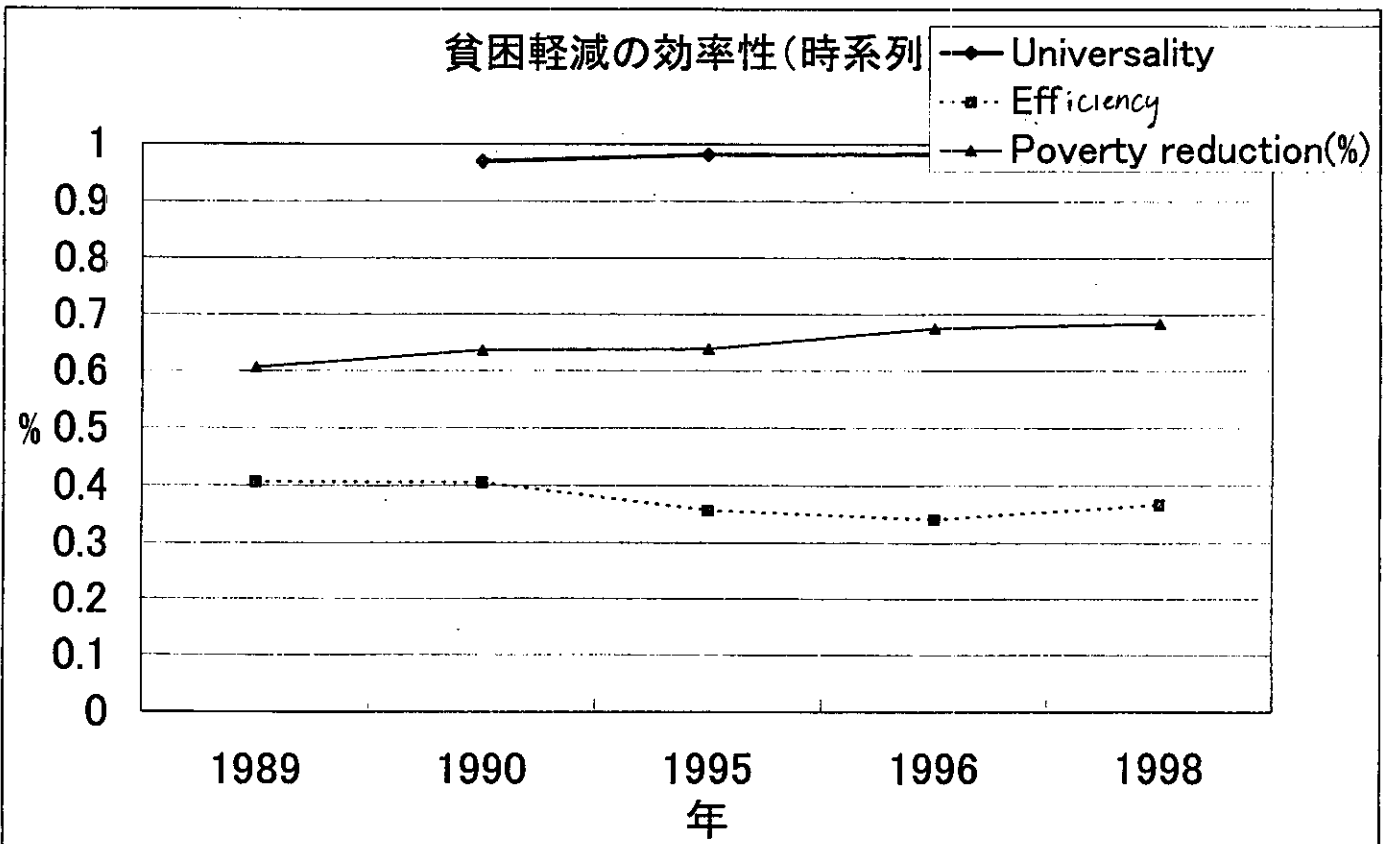


表5

Break-down of Household types, all sample, Pre-transfer poor sample, and Pre-Transfer poverty rate

	Japan 1998			US 1997			Sweden 1995			U.K. 1995			Norway 1995			Germany 1994			
	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Samp	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	
女性高年齢単身世帯	5%	16%	91%	7%	19%	75%	10%	22%	91%	9%	20%	81%	11%	28%	87%	13%	30%	82%	
男性高年齢単身世帯	1%	3%	81%	8%	8%	29%	16%	16%	44%	7%	7%	38%	10%	12%	38%	9%	8%	35%	
女性若年単身世帯	6%	7%	37%	2%	5%	62%	4%	8%	81%	3%	5%	66%	3%	7%	76%	2%	4%	84%	
男性若年単身世帯	7%	6%	22%	9%	6%	21%	23%	22%	41%	7%	8%	38%	15%	14%	31%	10%	7%	27%	
高齢者のみ世帯	7%	21%	80%	6%	13%	59%	7%	15%	81%	8%	14%	63%	8%	17%	74%	7%	16%	84%	
勤労世代のみ	26%	12%	13%	25%	10%	11%	15%	4%	9%	27%	11%	15%	20%	5%	8%	25%	11%	16%	
勤労世代と子供	23%	8%	10%	30%	18%	17%	17%	5%	14%	26%	15%	21%	23%	5%	7%	25%	10%	14%	
勤労単身世帯と子供	1%	2%	65%	5%	11%	59%	5%	5%	49%	6%	14%	82%	5%	8%	55%	3%	5%	64%	
勤労単身世帯と子供	24%	25%	30%	8%	10%	35%	3%	3%	34%	7%	8%	40%	5%	5%	33%	7%	10%	51%	
その他	100%	100%	28%	100%	100%		100%	100%		100%	100%		100%	100%		100%	100%		
TOTAL																			

	Canada 1997			Australia 1994			Netherlands 1994			Denmark 1997			Finland 1995		
	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Sample	PrePool	Pre P.R.	All Samp	PrePool	Pre P.R.
女性高年齢単身世帯	7%	18%	78%	6%	16%	90%	8%	19%	77%	11%	24%	78%	10%	20%	48%
男性高年齢単身世帯	7%	9%	35%	9%	11%	39%	10%	14%	45%	13%	16%	43%	12%	15%	31%
女性若年単身世帯	2%	5%	62%	2%	6%	82%	2%	4%	64%	4%	8%	75%	2%	3%	28%
男性若年単身世帯	10%	9%	29%	14%	11%	26%	10%	11%	37%	18%	20%	39%	13%	21%	39%
高齢者のみ世帯	6%	13%	59%	6%	13%	76%	6%	13%	66%	6%	11%	64%	6%	7%	27%
勤労世代のみ	29%	14%	14%	27%	13%	16%	30%	17%	18%	22%	7%	10%	23%	12%	12%
勤労世代と子供	28%	15%	16%	26%	14%	18%	26%	9%	11%	20%	5%	9%	24%	12%	11%
勤労単身世帯と子供	4%	9%	62%	3%	7%	73%	2%	6%	80%	4%	5%	48%	3%	6%	44%
勤労単身世帯と子供	8%	9%	36%	6%	9%	46%	5%	7%	50%	4%	4%	41%	6%	5%	21%
その他	100%	100%		100%	100%		100%	100%		100%	100%		100%	100%	
TOTAL															

Source: LIS, "Shotoku Saibun Chosa"

貧困率(H)、貧困ギャップ(Q)、捕捉率の推計 先行研究
 貧困率(H) = 貧困世帯数 / 総世帯数 (単位: 世帯) 貧困ギャップ(Q) = \sum 全世帯 (貧困線-所得) / 貧困線
 捕捉率(C) = 保護率(P) / H H = P / C

論文	データ	年	貧困の基準	所得の定義	貧困率(H)	貧困ギャップ(Q)	捕捉率	備考
小川 (2000)	国民生活基礎調査 被保護者全国一斉調査	1995 1994	生活保護基準額(世帯属性、級地、推定医療扶助) 被保護世帯	認定収入 = 世帯収入 - 税金 - 社会保険料 - 世帯控除	12.2%	0.416 (全貧困世帯) 0.710 (被保護世帯、医療扶助のみ世帯を除く)	全世帯 5% (12.2% ÷ 0.7%) 1人世帯 14.36% 2人世帯 6.18% 3人世帯 4.43% 4人世帯 2.67% 5人以上 0.88% 6~14%を推移。 6.2%(1993)	保護基準はかなり精密に推定。
和田・木村 (1998)	国民生活基礎調査	1954-93	被保護世帯の世帯人員別平均消費額 1960年の上記を $\alpha \cdot \lambda$ に物価調整 1960年の上記を $\beta \cdot \lambda$ に消費調整		10 ~ 20%を推移 15.05%(1993) 30.67%(1954) 0.42%(1993) 20.27%(1954) 6.16%(1993)			調整: 総務庁消費者物価指数など。 調整: 「国民生活」の全世帯平均現金支支出伸び率
星野 (1995)	全国消費実態調査	1989	生活保護基準(全世帯に老齢加算等、1級地に1を仮定、家賃は除く)		収入との比較: 4.15% (世帯) 3.71% (人員) 消費との比較: 20.5% (世帯) 23.2% (人員)		収入: 40.0% (世帯) 24.0% (人員)	
星野・岩田 (1994)	全国消費実態調査	1989	中位所得の50%		8.2% (人数?)			
山田 (2000)	国民生活基礎調査	1995	擬似生活保護基準(可処分所得-基礎控除)		13%			
Smeeding (1992)	全国消費実態調査?	1992	50% Median adjusted DPI		11.8% (人数)			
高山 (1981)	被保護者全国一斉調査	1960-77	なし(保護率と捕捉率からHを計算)		20.28% (1977)	0.6686 (1977) (被保護世帯)	5%と仮定(Hは保護率から逆算)	Hの信憑性危うい
曾原 (1985)	国民生活実態調査	1972-82	被保護世帯の世帯人員別平均所得額		5 ~ 7% 7.14%(1982)		24 ~ 32% 24.3%(1982) 1人世帯 57.3% (1981) 2人世帯 32.6% (以下同) 3人世帯 25.2% ほど 5人世帯 8.3% 6人以上 5.1%	貧困線の計算には「被保護者調査」を利用(医療のみ世帯を除く)、所得税を考慮していない
江口・川上 (1974)	東京N区税務統計	1972	生活保護基準(簡素化: $\alpha N + \beta$)		26.2% (1972) 女性世帯主 44.3%		6% (1972)	税務統計であるため、所得が過小(高山)。保護基準はかなり簡素化、高め。
厚生省	厚生行政基礎調査	1963 ~ 65	現金支出 = 非保護世帯の平均消費支出額		4.9%(1965) (人数)		15 ~ 25% (25.1% 1965)	

参考文献:

- 江口英一・川上昌子(1974)「大都市における低所得・不安定階層の量と形態および今後について」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.4, Mar.1974, 18-32.
- 岩田正美(1995)『社会福祉における政策と「問題」量・分布の測定—全国消費実態調査のデータ分析(2)』『人文学報』No.261, 1995.3, 23-86. 東京都立大学人文学部.
- 小川 浩(2000)「貧困世帯の現状—日英比較—」『経済研究』 Vol.51, No.3, Jul.2000, 220-231.
- 厚生省『厚生省報告例』1965年度版 in 高山(1981).
- 厚生省『厚生行政基礎調査』昭和35年度版、40年度版。
- 小沼正(1974)『貧困—その測定と生活保護』東京大学出版社。
- 曾原利満(1981)「高齢者の生活保護受給率に関する若干の検討」『季刊社会保障研究』Vol.16, No.4, Mar 1981, 11-29.
- 曾原利満(1985)「低所得世帯と生活保護」『福祉政策の基本問題』社会保障研究所編, 183-200.
- 高山憲之(1981)「貧困計測の現段階」『経済研究』Vol.32, No.4, pp.311-331.
- 星野信也(1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析(1)」『人文学報』No.261, 1995.3, 23-86. 東京都立大学人文学部.
- 星野信也・岩田正美ほか(1994)『福祉国家における所得再分配効果に関する研究—福祉国家中流階層化の検証』(科研費研究成果報告書) in 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』日本評論社。
- 山田篤弘(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」『家族・世帯の変容と生活保障機能』国立社会保障・人口問題研究所編、東京大学出版会。
- 和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困—低消費世帯の計測」『季刊社会保障研究』Vol.34, No.1, Summer1998, 90-102.
- Smeeding, Tim (1997) “Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from LIS”, LIS Working Paper No.155.
- 吉田建夫(1991)「貧困度の計測：社会的厚生関数による接近」『長崎大学経済学部研究年報』第7巻 1991.3, 41-49.

LISと「所得再分配調査」の所得カテゴリー比較
LIS

「所得再分配調査」

項目	変数名	項目	変数名	
+ Gross wage and salaries	V1	雇用者所得(ア)	empinc	H
+ Farm Self-employment income	V4	農耕畜産所得(ウ)	farminc	
+ Non-farm self-employment income	V5	事業所得(イ)	businc	
		家内労働(エ)	naishoku	
Total Earnings		EARNINGS		
+ Cash property income	V8	家賃・地代(オ)	rentinc	L
		利子・配当金(カ)	intinc	
		雑収入(16)	c_zatsu	
Factor Income	FI	当初所得(ア~カ、16)	gose_H	
		企業年金(11)	c_corp	L
		退職一時金(12)	c_retire	
		生命保険金(13)	c_life	
		損害保険金(14)	c_loss	
+ Private Pensions	V32	個人年金(15)	c_kojin	
		企業等からの受給金(11~15)		
		仕送り(キ)		
		当初所得2(再分配前所得)		
Pensions for public employees, excl. Soc. Sec.		該当項目なし?		
+ Public sector pensions (I.e 公務員の公的年金以上の部分)	V33	その他所得(ク)	otherinc	
Market Income	MI	市場所得 *	before	
+ Social Retirement Benefits(old age, survivor)	V19	被用者年金(1)	a_kose	I
+ Disability pay	V18	国民年金・農業者年金(2)	a_koknen	
		基礎年金(3)	a_kiso	
		福祉年金(4)	a_fukusi	
+ Military/vet/war benefits	V23	恩給(5)	a_onkyu	
		公的年金(1~5=I)	gose_I	
+ Child or family allowances(non-means teste)	V20	該当項目なし(児童手当all means tested)		X
+ Unemployment compensation(non-means teste)	V21	雇用保険・労災等による給付(8)	b_koyo	
+ Sick Pay(only if separated from V1)	V16	該当項目なし(雇用者所得に含まれる)		
+ Accident Pay (Short-term public stipends)	V17	医療保険による傷病・出産手当金(7)	b_iryu	
+ Maternity Pay (non means tested)	V22	b_iryuとb_koyoに含まれる		
+ Other Social insurance	V24	その他の法令による給付金(10)	b_other	
Means-tested cash benefits	V25	生活保護法による扶助(6)	b_seiho	
		児童手当等(9)	b_jido	
Near-cash benefits (food, housing, education)	V26	↑これをChild allowanceにいれるか!?		
Alimony or Child support	V34			
Total Gross Income	GI			
- Mandatory contributions for self-employed	V7	社会保険料(国民年金)(25)	f_koknen	N O P
		社会保険料(国民健康保険)(23)	f_kokuho	
- Mandatory employee contributions	V13	社会保険料(厚生年金)(24)	f_kose	
		社会保険料(健保)(22)	f_kenpo	
		その他社会保険料(雇用保険等)(26)	f_other	
- Income tax	V11	所得税(21)	e_inc	M
		住民税(22)	e_jumin	
Disposable Income (DPI)	DPI	DPI(LIS定義)	dpi_lis	
- Property tax	V12	固定資産税(23)	e_fixed	
- Other direct taxes	V14	自動車税等(24)	e_car	
- Indirect taxes	V15	間接税	gose_R	R
DPI2	DPI2 *	DPI2	after	
+		現物給付(医療)(J)	gose_J	
+		現物給付・措置費(生保)	d_seiho	
		現物給付・措置費(老人福祉)	d_rojin	
		現物給付・措置費(児童福祉)	d_jido	
		現物給付・措置費(その他)	d_other	
		再分配所得		

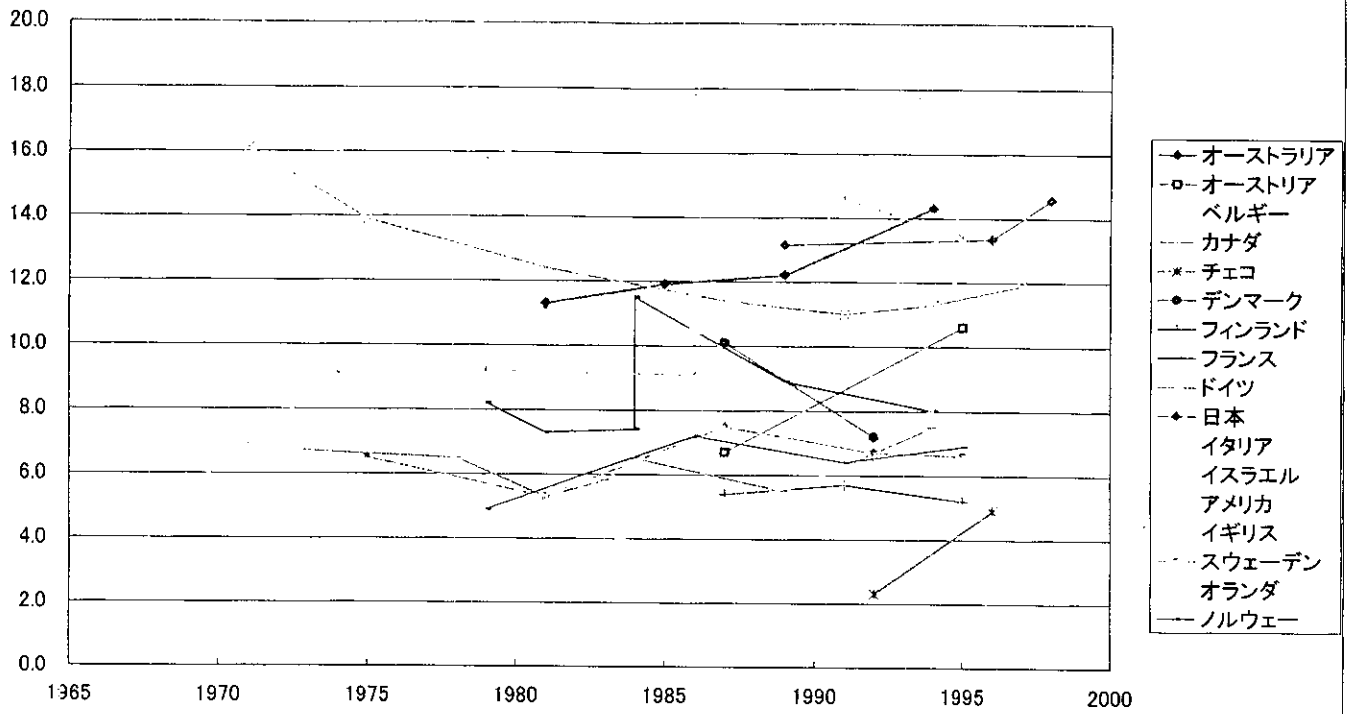
Preliminary Please do not cite

Estimation of Coefficients

	基礎 1998	U.S. 1997	Sweden 1995	U.K. 1995	Norway 1995	Germany 1994	Canada 1997	Australia 1994	Netherlands 1995	Denmark 1997	Finland 1995
Poverty gap	-0.359 *** 0.081	-2.830 *** 0.076	-0.509 *** 0.107	-1.813 *** 0.195	-0.234 0.184	-0.755 *** 0.251	-2.483 *** 0.087	-1.098 *** 0.148	-0.791 *** 0.229	-0.3486 *** 0.12	-1.9745 *** 0.2447
Std. Err.	0.081	0.076	0.107	0.195	0.184	0.251	0.087	0.148	0.229	0.12	0.2447
Odds Ratio	0.70	0.06	0.60	0.16	0.79	0.47	0.08	0.33	0.45	0.71	0.14
Old single female	0.663 *** 0.092	2.461 *** 0.086	1.759 *** 0.254	1.653 *** 0.184	2.165 ** 0.273	1.181 *** 0.229	4.933 *** 0.150	1.324 ** 0.164	2.468 *** 0.313	2.9353 ** 0.2254	1.582 *** 0.3427
Std. Err.	0.092	0.086	0.254	0.184	0.273	0.229	0.150	0.164	0.313	0.2254	0.3427
Odds Ratio	1.94	11.72	5.80	5.22	8.71	3.26	138.82	3.76	11.79	18.83	4.87
Old single male	1.197 ** 0.140	2.820 *** 0.115	1.630 *** 0.329	1.834 *** 0.314	2.512 ** 0.466	1.482 *** 0.427	4.528 *** 0.227	1.007 0.213	3.254 *** 0.907	2.8879 * 0.344	1.1299 * 0.6619
Std. Err.	0.140	0.115	0.329	0.314	0.466	0.427	0.227	0.213	0.907	0.344	0.6619
Odds Ratio	3.31	16.78	5.11	6.26	12.33	4.40	92.61	2.74	25.89	17.96	3.10
Young Single female	-0.647 *** 0.118	0.363 *** 0.106	-1.366 *** 0.210	0.896 *** 0.214	-0.753 *** 0.233	-0.492 ** 0.251	0.436 *** 0.099	-0.132 0.167	-0.510 *** 0.188	-0.1696 0.1447	-0.7423 *** 0.2489
Std. Err.	0.118	0.106	0.210	0.214	0.233	0.251	0.099	0.167	0.188	0.1447	0.2489
Odds Ratio	0.52	1.44	0.26	2.45	0.47	0.61	1.55	0.88	0.60	0.84	0.48
Young Single male	-1.642 *** 0.167	0.390 *** 0.112	-1.425 *** 0.208	0.699 *** 0.204	-0.850 *** 0.228	-0.741 *** 0.258	0.131 0.099	-0.408 ** 0.170	-0.262 0.201	-0.3459 ** 0.1402	-0.2004 0.2435
Std. Err.	0.167	0.112	0.208	0.204	0.228	0.258	0.099	0.170	0.201	0.1402	0.2435
Odds Ratio	0.19	1.48	0.24	2.01	0.43	0.48	1.14	0.67	0.77	0.71	0.82
Only over 65	1.834 *** 0.090	3.323 *** 0.083	3.353 *** 0.481	1.714 *** 0.212	3.799 *** 0.554	1.941 *** 0.309	5.434 *** 0.233	1.202 0.172	1.568 *** 0.276	4.1151 0.5169	1.3637 ** 0.5461
Std. Err.	0.090	0.083	0.481	0.212	0.554	0.309	0.233	0.172	0.276	0.5169	0.5461
Odds Ratio	6.26	27.74	28.58	5.55	44.64	6.97	229.00	3.33	4.80	61.26	3.91
Working generation only (>2)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)
Std. Err.	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)
Odds Ratio	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)	(base)
Working gen.w/children	-2.587 *** 0.211	-0.834 *** 0.088	0.413 0.266	-0.706 *** 0.169	0.160 0.257	-1.401 *** 0.262	0.088 0.081	-0.555 *** 0.159	-1.252 *** 0.216	-0.332 * 0.1815	-0.5798 ** 0.2684
Std. Err.	0.211	0.088	0.266	0.169	0.257	0.262	0.081	0.159	0.216	0.1815	0.2684
Odds Ratio	0.08	0.43	1.51	0.49	1.16	0.25	1.09	0.57	0.29	0.72	0.56
Working gen. Female w/child	-2.968 *** 0.458	-0.161 ** 0.099	-0.440 * 0.239	0.322 * 0.171	0.060 0.257	-1.959 *** 0.309	-0.216 *** 0.106	-0.449 ** 0.193	0.765 *** 0.292	-0.2507 0.1842	0.364 0.3424
Std. Err.	0.458	0.099	0.239	0.171	0.257	0.309	0.106	0.193	0.292	0.1842	0.3424
Odds Ratio	0.05	0.85	0.64	1.38	1.06	0.14	0.81	0.64	2.15	0.78	1.44
Other households	0.904 *** 0.079	1.817 *** 0.092	0.494 0.338	1.452 *** 0.244	1.386 *** 0.364	1.378 0.314	2.414 *** 0.104	0.883 *** 0.187	0.627 ** 0.264	1.4331 *** 0.2515	0.3808 0.4199
Std. Err.	0.079	0.092	0.338	0.244	0.364	0.314	0.104	0.187	0.264	0.2515	0.4199
Odds Ratio	2.47	6.15	1.64	4.27	4.00	3.97	11.18	2.42	1.87	4.19	1.46
Intercept	-0.497 *** 0.076	0.222 *** 0.074	2.065 *** 0.216	1.681 *** 0.197	1.126 *** 0.226	1.372 *** 0.254	0.683 *** 0.074	0.899 *** 0.152	1.297 *** 0.2288	0.9696 *** 0.1518	2.7165 *** 0.2585
Std. Err.	0.076	0.074	0.216	0.197	0.226	0.254	0.074	0.152	0.2288	0.1518	0.2585
-2 Log L	9812.5	14226.8	4835.5	2581.3	1976.6	1504.4	8405.9	3097.1	1521.6	3773.5	1291.7
Likelihood ratio	2023.6 ***	5351.9 ***	1535.5 ***	469.8 ***	648.2 ***	379.0 ***	6311.3 ***	351.4 ***	348.3 ***	1058.6 ***	215.4 ***
Max.rescaled R2	0.2803	0.4164	0.3410	0.2420	0.3441	0.3014	0.5939	0.1744	0.2838	0.3167	0.2096
n	8611	14519	6239	2526	2720	1652	10860	2525	1600	4574	1530

Source: Luxembourg Income Study, "Kokumin Seikatsu Kiso Chousa"

貧困率(総人口、中央値の50%)



ジニ係数の国際比較

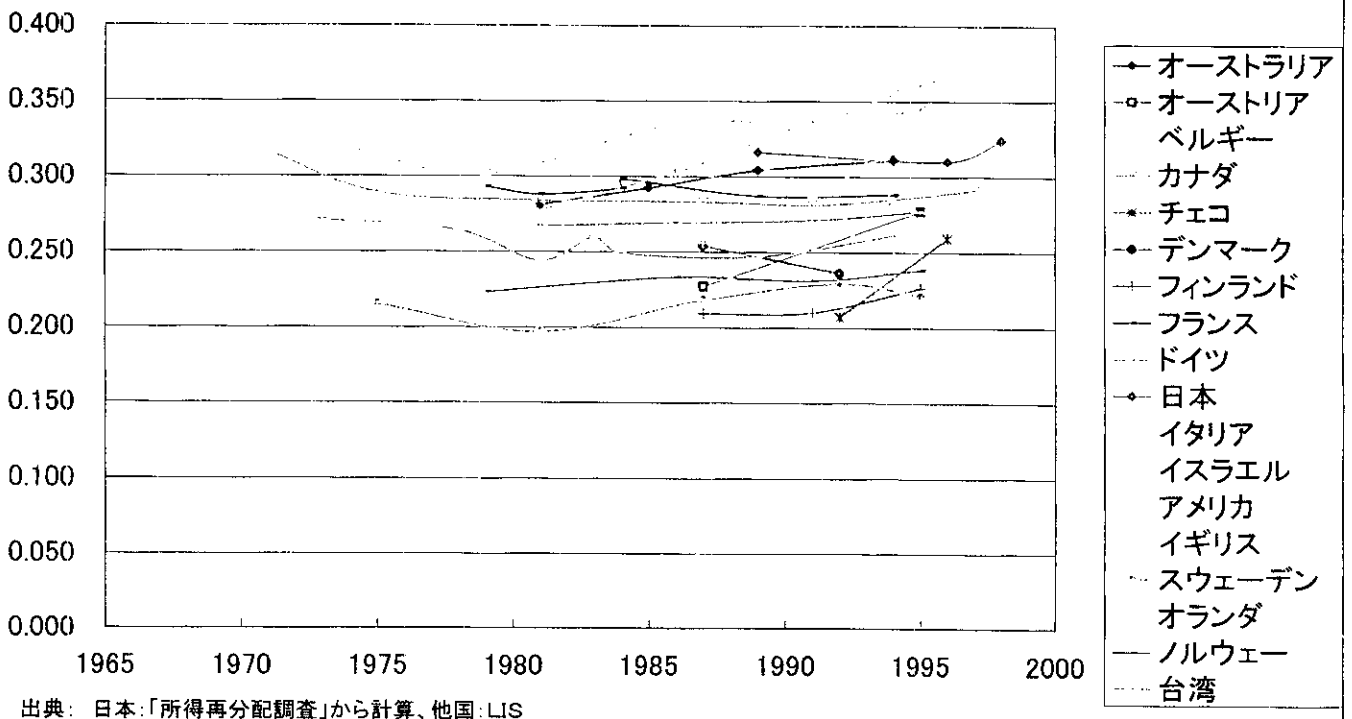


表1 貧困率(H):先行研究

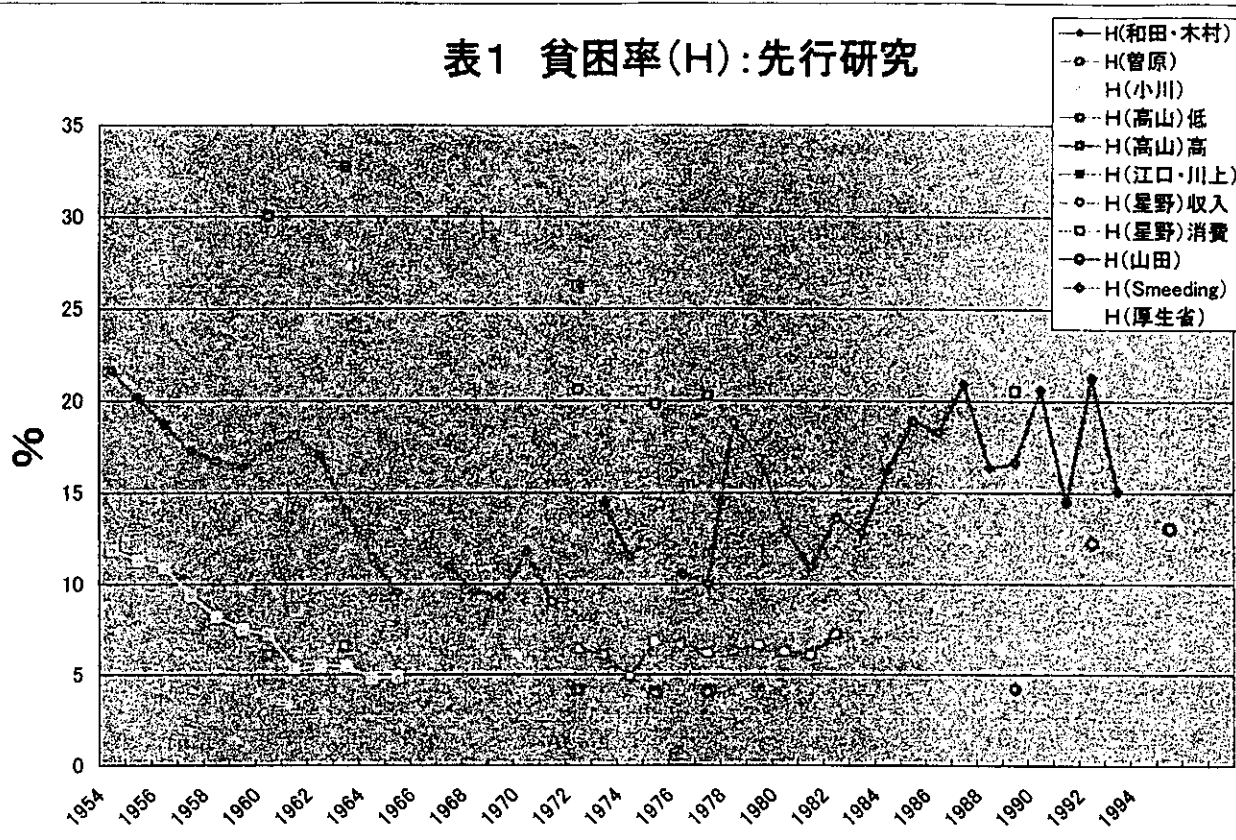
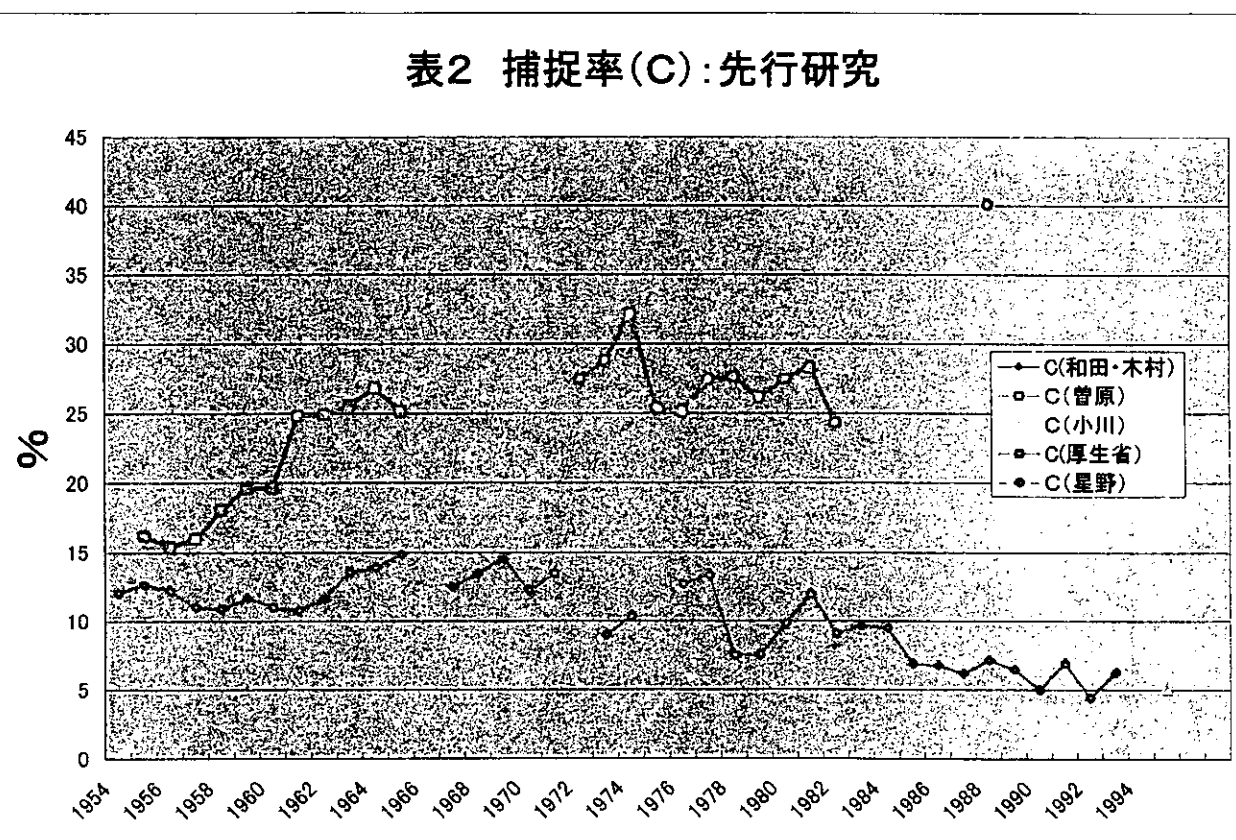


表2 捕捉率(C):先行研究



法的視点からみた生活保護制度の課題

2001.12.4 報告：前田雅子（大阪府立大学）
於、国立人口問題・社会保障研究所

はじめに

1. 問題の所在

(1) 生活保護の「硬直化」、機能不全と、その原因

生活保護の守備範囲の限定：
慣行化した行政運用に起因：
漏給の放置、スティグマ解消の放棄・助長。
申請時；補足性、とくに能力活用要件
保護廃止時；指導・指示の無限定性

(2) 近年の社会経済状況の変化、制度改革による影響と、生活保護の「受け皿」機能

精神障害者の所得保障・医療保障の「受け皿」
要保護層の拡大傾向の予想
失業者・ホームレスの増大
介護保険の導入・社会福祉基礎構造改革
年金でのナショナル・ミニマム保障の困難

2. 生活保護法の基本原理の再認識

(1) 最低生活保障原理（1条・3条）

イ) 最低限度の生活の保障

- ◎「健康で文化的な最低限度の生活」 憲法 25 条 生存権 3 条
「人間の尊厳」に値する生活を可能にするという目的（BSHG 第 1 条 2 項 1 文）
GG 人間の尊厳(1 条 1 項) 社会国家原理(28 条 1 項) 生命に対する権利(2 条 2 項)
社会的・文化的な最低限度の生存の保障 sozio-kulturelles Existenzminimum
- ◎最低生活水準
絶対的貧困 → 相対的貧困
→ 社会への主体的な参加や他者との関わりを可能にする条件の確保という観点
BSHG 第 12 条「必要な生計」 Notwendiger Lebensunterhalt：
日常生活での個人的な必要：受給者でない周囲の人々との付き合い・文化的な生活への参加
- ◎現に存在する必要・需要に対して保障するという観念
8 条（需要）、9 条（必要）
必要充足原理 Bedarfsdeckungsprinzip：
最低生活需要を基にした扶助費の算定(マーケットバスケット)。扶助基準額の引上げ率の固定への批判。
過去の要扶助性に対する扶助は実施しない。

ロ) すべての要扶助者に対する包括的な保障

一般扶助主義 → カテゴリカル扶助に解消できないゼネリックな扶助の存在意義の承認。
困窮の原因を問わず保障する。失業者を対象。欠格事由の廃止。
福祉の側面を併有する。現物・サービス給付の存在。
「受け皿」機能 = 補足性原理（4 条：他法扶助優先）の「裏」：

(2) 必要即応原則 (9 条)

「健康で文化的な最低限度の生活」の個別性・多様性。

個々の要扶助者に応じて、当然に最低生活水準・内容に幅があるという認識。

個別性原理 (BSHG 第 3 条) Individualisierungsprinzip :

保護基準を上回る「最低限度の生活」の承認

⇔ 「健康で文化的な最低限度の生活」= 保護基準= 保護費の上限 朝日訴訟最大判 S.42.5.24

保護基準を下回っても上回ってもいけないという実務解釈の確立。

もともと、実務上、とくに一時扶助について「特別基準」やその定立があったものとみなす取扱い。

特別基準は、法理論上は「厚生労働大臣の定める基準」(8 条)に該当しない；

処理基準・指示にせよ、保護実施機関の最低生活費の判断権を承認するものである。

必要充足原理・個別性原理から、

○扶助基準の射程を、経常的な生活需要 (経常給付) に限定。加算あり。

扶助基準 [Regelsatz] を上回る経常給付の余地を認める (BSHG22 条 1 項 2 文)。

○住宅費・暖房用燃料費は、扶助基準の対象外として、実費を支給 (但し制限はある)。

○一時的な需要は、扶助基準の対象外として、「一時給付」の対象とする。(BSHG21 条)。

「必要な生計」

{	経常的需要 ← 経常給付 : 扶助基準 + 個別事例でその上乗せ + 加算 + 実費
	一時的な需要 ← 一時給付

最低生活費の認定判断権の所在にかかわる集中・分権 (分散)。

○扶助基準は、法規命令として州政府が制定する。

○一時給付の内容の決定権限は、扶助実施機関にある (= 郡と都市自治体)。

連邦行政裁判所 1970 年 4 月 22 日判決

裁判例で、住民の生活習慣の変化・消費水準の向上に伴うダイナミックな最低生活需要の認定：

1980 年代後半以降、一時給付の対象を拡充する判例が形成。

「個別事例の事情 + 住民の間で支配的な生活習慣・生活様式となっているか」：普及率、

「受給者が非受給者の住む地域でこれらと同じように生活することを可能にするか」

耐久消費財・家電製品の購入費用、冠婚葬祭の費用、子どもの進学に伴う費用、その他

連邦行政裁判所 1997 年 12 月 18 日判決 中古テレビ購入費用を承認。

※独憲法裁判所 1992 年 9 月 25 日決定：所得税法の課税最低限 (※) の規定を違憲と判示。

社会扶助で具体化された最低生活水準 = 「必要な生計」(扶助基準額 + 一時扶助 + 住宅費その他) と

一致すべき。課税最低限がこれを下回るのは、立法により具体化された憲法上の最低限度の

生活を営む権利の侵害に当たる。

(3) 自立助長 (1 条)

生活保護法は、自立を助長することを目的とする。

受給者が扶助に依存しないで生活するのを最大限可能ならしめるという目的 (BSHG 第 1 条 2 項 1 文)

低所得・生活困窮世帯に輻輳的に生じる生活問題への対応

憲法上の要請としての自立援助 (ソーシャルワーク) の実施

ケースワークについて明示的な法的根拠はないが生活保護法は前提としている (小山進次郎)。

27 条 (被保護者の最低生活保障に伴う指導・指示) と 27 条ノ 2 (要保護者の相談に応じた助言) の

BSHG8 条 社会扶助その他に関する助言の実施

3. 個別具体の課題についての検討

(1) 申請処理手続の迅速化

面接相談時の申請前指導(書類提出要求)の問題

大阪地判 H.13.3.29 大阪市生野区福祉事務所事件 賃金と社会保障 1298号 67頁

申請を口頭での意思表示でよいと判示 → 実務へのインパクトは大きい。

適正実施よりも、原則 14 日という申請処理期間の意味を重視すべき。

申請書交付前に書類を提出させる運用は改める。申請時に要求する書面を限定する(同意書は徴収しない)。

生活保護法施行規則 2 条 4 項を改正して、決定に不可欠な書面のみ限定列挙し、申請後の

徴収でも良いという但書を設ける。

職権保護との相対化

BSHG5 条：扶助の迅速な実施、最適給付の実現という観点から、職権主義を採用。

法理論上は、請求権の承認＝その行使としての申請権、職権主義＝反射的利益 ではない。

7 条但書・25 条：職権での「急迫」保護；限定的な解釈

(2) 能力活用の意味の捉え直し

1) 能力活用要件の意味とその判断方法・基準を明確にすることが必要。

林訴訟 抽象的就労可能性という基準 ⇔ 個別具体的就労可能性

名古屋地裁 H.8.10.30 判決：

名古屋高裁 H.9.8.8 判決：

最高裁 H.13.2.13 判決

申請者・被保護者に抽象的就労可能性を否定する証明を求めるのは不可能を強いるものである。

14 日以内に、申請時での事情を調査して保護の実施要件を審査し決定を行うべきであるから、能力の活用は、申請時には、保護の実施要件としての意味は大きくない。

被保護中の就労指導(ソーシャルワーク、就労支援策)の対象とすべき。

その利用し得る資産能力その他あらゆるものの活用を要件とする旨の 4 条は、宣言的・訓示的な意味しかもたず、解釈で限定するという扱いにすべき。

あるいは、4 条に積極的な効果をもたらすのであれば、資産の保有限度、収入認定除外について少なくとも施行規則に規定すべき。もっとも、能力は法令で明示的かつ具体的に規定するのは困難である。

ドイツでは、BSHG 施行(1962 年)前、ライヒ扶助義務令(1924 年)の能力活用の規定をめぐって、同種の争点が裁判例に存在した：まず、稼働能力の活用は、要扶助性という扶助の実施要件と無関係であって、就労を拒否している者に対しても生命維持に不可欠な程度で扶助が行われるという説。つぎに、稼働能力を活用しているか否かという認定においては、実際に仕事があつて現実に就労による自立が可能であるか否かについての判断が必要となるが、これは将来の予測という不明瞭さを必然的に伴うものである。この不明瞭さを重視して、稼働能力の活用の有無に関する判断内容は、収入・資産の活用の認定とは明らかに異なるものであつて、扶助の実施要件という同一次元に位置づけることができないという説、が、下級審裁判例において無視し得ない影響力を及ぼしていた。BSHG18 条以下、25 条 1 項により立法上明示的に解決。

「期待可能な」能力を活用しなければならない。一連の雇用創出策。活用しない者は扶助請求権を認められない(但し、裁量で扶助を実施する)。

連邦行政裁判所 1968 年 1 月 31 日判決、1983 年 2 月 10 日判決 1995 年 5 月 17 日判決；

25 条 1 項は、扶助規範であるという前提に立つ：期待可能な就労拒否者に対する扶助の不利益変更は、就労拒否という過去の行いに対する制裁でなく、将来における就労をつうじた自立のための手段であるという考え方を前提としている。

1996 年 7 月 23 日の社会扶助法改革法により 25 条 1 項改正。

期待可能な就労を拒否する者に対する不利益変更を強化：扶助実施機関は、まず第一段階として少なくとも扶助基準額の 25% の給付削減を行うことを義務づけられることとなった。

就労をつうじた自立に向けた処遇プロセス：就労拒否者への相談・助言→期限付きの削減の警告→改めて相談

・助言の実施→扶助の削減→期限付きの扶助廃止の警告→廃止して一定期間後に、その効果の審査→改めて相談・助言の実施→急迫した場合には扶助の再開。

イ) 就労による自立支援方策の強化

経済的自立の助長機能の不全 → 自立困難者の長期受給という結果
就労促進等事業：生活保護費補助金 H.13 (65.6 億円) の事業の一つとして実施

就労インセンティブを働かせる → 生活保護基準＝最低生活費ラインに幅をもたせる
就労促進のための政策的観点からの勤労控除の拡充

ブレーメン大学の社会扶助受給者の時系列的調査の結果：短期受給層が多い
社会扶助法における雇用対策：BSHG19 条・20 条、72 条（ホームレス等）
扶助実施機関自身による雇用助成（賃金補助）・雇用創出（公共的かつ付加的就労）

職安、地方の労働政策との連携を強化する具体的な仕組みの構築
生業扶助(17 条：困窮のため最低限度の生活を維持することができないおそれのある者)の積極的活用

(3) 保護基準の再検討

7) 特別基準、一時扶助の法定化

厚生大臣が設定するという法的に不明瞭な行政内部の仕組みは改めるべき。

「生活保護法における特別基準の設定にかかる情報提供について」(H.12.7.7 社援保台 43 号)

8 条を改正して追加：

要保護者に「厚生労働大臣の定める基準」によりがたい必要がある場合は、保護実施機関がその費用を認定する。

一時扶助の主なものを、12 条以下に例示。概括条項とする。

イ) 一般基準の算定方式の理論的検討

水準均衡方式：一般勤労者世帯の消費支出額の 7 割弱

相対的貧困

基準額算定過程の透明性の向上、算定方式の理論的根拠の再検討

ドイツ：マーケットバスケット → 統計モデル 1990 ～

専門家集団による算定（羅束行為） → 政策的判断余地（一定範囲で裁量）

算定方法・設定権限の多様化； 級地制、住居費

(4) 生活保護ソーシャルワークの重視

包括的な指導・指示を限界づけることが求められる。

27 条の限定解釈と改正：保護の「目的」達成に必要な指導又は指示：人格的自立

「指示」という用語、「必要の最小限度に留めなければならない」を削除

書類の提出要求、補足性の観点からの資産の活用、扶養の依頼は、指導の対象としない。

27 条ノ 2 の改正：「求めがあったとき」を削除。これのみ自治事務とする意味に乏しい。

62 条の改正：指導指示に従う義務違反に対する保護の不利益変更は削除

保護実施機関が被保護者に引き続き保護を実施することが自立に逆行すると判断したときは、戒告したうえで保護の減額・停止を行うことができる。
ソーシャルワークの見地を貫徹させるための手続的・組織的統制の必要。
ケースの見守りと援助を継続して行う義務。

BSHG25 条 2 項：生計に必要な不可欠な分まで扶助を減額する(約 25%削減)。

扶助を受給するため故意に所得・資産を減少させる、警告にもかかわらず不経済な行為を続けるなど。

経済給付とケースワークを分離すべきという主張；

福祉5法の専門分化 → 必置規制の緩和 → 現業・ソーシャルワークの外部位化
ソーシャルワークの観点に依拠したケースマネジメントを導入し、生活保護の決定手続・過程
において、その経過を考慮する仕組みをつくる必要；

処遇過程：アセスメント、自立支援計画、援助実施、効果測定、再アセス、…

各専門家・関係機関が関与する仕組み・手続： ケース検討会議の積極化・実質化；

おわりに

生活保護の将来像と、社会保障制度全体の中での位置づけ

公的扶助制度に「内在的」なスティグマ払拭、ミーンズテストを緩和すべき、名実ともにセーフティ
ネットの役割を果たすべきであるという主張。

ア) 予防的制度の拡充

○生活保護のカテゴリカル扶助化

高齢者、障害者、ホームレス、失業者、母子等。 インカムテストのみ。

「受け皿」として生活保護は残らざるを得ないであろう。

○基礎年金の社会扶助化

※最低所得保障をめぐる議論

ドイツの最近の立法：高齢・稼働減少者に対する需要に即応した基礎所得保障[Grundsicherung]

2001.6 (2003.1 施行) に年金改革法として成立。税財源。

イ) 各種扶助・典型的な受給層ごとにミーンズテストを緩和して単給化の拡充

医療扶助、介護扶助、生業扶助、障害者加算、母子加算、一時扶助費

ロ) 生活保護による所得保障の積極的な補完

基礎年金の水準よりは生活保護基準の方が高いという状態が生じるのは当然。

年金の不足部分を生活保護で補完する。社会保障制度の効率化。

生活保護による受け皿以前に、重層的なセーフティネットは必要であると思われる。

社会手当をより拡充する方向： 児童扶養手当、児童手当、住居手当、失業扶助など。インカムテスト。

○類型的事由に伴う増加費用に対する保障施策が十分でない。

生活保護は補足性原理を本質としており、あくまで不足分に対する給付である。

○社会政策的には、社会保険は必然的に不適格者を生み出し、その対応を必要とする。その補完は
直ちに生活保護ではなく、類型的な社会手当で行う。

○最低生活水準以下の生活困窮への転落防止に直接関わる社会保障給付の実施は、憲法 25 条 2 項から
導かれる、より強い立法指針であると考えられる。

最低限度の生活を下回ることのないようにすることこそ、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の
実現であるという 25 条の理解 (浦部法穂)。

参考文献：

前田雅子「公的扶助行政の法的統制の理論 (一)～(四)・完」

奈良法学会雑誌 6 巻 2 号,7 巻 1 号,7 巻 3=4 号,8 巻 2 号(1993～1995 年)

前田雅子「社会保障制度改革における生活保護法の課題」

日本社会保障法学会編『社会保障法 第 14 号』(1999 年、法律文化社) 38 頁以下